

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社大和日昇建設
(法人番号7150001005448)
業者の住所：奈良県奈良市下深川町765番地
- 2 指名停止措置期間：令和8年1月6日から
令和8年2月5日まで（1か月）
- 3 指名停止措置の範囲：富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県
- 4 事実概要： 上記有資格業者は、滋賀県内のマンション新築工事において、労働者が左膝部挫創の傷害を負い、4日以上休業したにも関わらず、労働者死傷病報告書を所轄の彦根労働基準監督署長に提出せず、法令の定める報告をしなかった。このことが、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に違反するとして、上記有資格業者及び上記有資格業者の代表者が、令和7年8月21日に彦根区検察庁に略式起訴され、同月25日に彦根簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。
- 5 指名停止措置理由： 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

指名停止措置要領付表第2第15号「抜粋」

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 付表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内